

第27回コーデックス総会へ向けた日本政府の意見(カドミウムの最大基準値原案について)(案)

背景

- 1 第26回コーデックス総会はコーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）に対し、実施可能な範囲で最大基準値案をステップ8に進めるよう作業を急ぐよう要請した（ALINORM 03/41、para. 126）。第36回CCFACは、精白米については基準値原案を0.2 mg/kgから0.4 mg/kgに変更し、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜及びその他野菜の基準値案については以前の基準値原案のままステップ5に進め、第27回コーデックス総会において予備的な採択をするよう依頼することとなった。

意見

- 2 以下の理由により、日本は第36回CCFACの決定を支持するとともに、コーデックス総会が、CCFACの提案どおり、精白米、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜、その他野菜の基準値案をステップ5として採択することを支持する。
 - ・ 「食品中の汚染物質と毒素に関する一般規格（GSCTF）」の附属書 I の「汚染物質の最大基準値の設定」3段目に「最大基準値は合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く設定する。毒性学的な見地から受け入れ可能であれば、食品生産及び貿易・取引における不要な中断を避けるため、最大基準値は最近の十分な技術を用いて生産された食品の通常の変動幅よりやや高いレベルに設定されること」と規定されている。カドミウムの基準値はこの原則に基づき設定されるべきである。
 - ・ 精白米の基準値原案（0.4 mg/kg）は、我が国が実施した農産物のカドミウムの濃度実態を踏まえてALARAの原則を適用して得られたものである。この値を含む基準値原案を用いた確率的な手法により算出したカドミウムの摂取量は、95パーセンタイル値でPTWIの7 µg/体重 kg/週を下回ると推定される。したがって、提案されている基準値原案は消費者の健康保護を確保するものであり、GSCTFに記述されている原則に則ったものである。